

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
休日がとる翌
日の翌日)

経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成七年八月二十一日

鳥取県知事 西尾昭 次

三 次

- ◇告示 相互救済事業に係る平成六年度の経営状況 (管財課)
- ◇告示 保険医療機関等の指定 (保険課)
- ◇告示 指定訪問看護事業者の指定 (保健課)
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課)
- 開発行為に関する工事の完了 (1件) (都市計画課)
- 都市計画事業の認可 ()
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)
- ◇公 告 公募型指名競争入札の実施 (農政課)

平成6年度財團法人道府県会館災害共済事業経営状況

1 火災・自動車共済事業

(1) 共済基金分担金その他収入	4,048,356,307円
(2) 災害共済金経費その他の支出	1,583,328,066円
(3) 次期繰越収支差額	2,465,028,241円
(4) 正味財産	15,390,161,002円

2 水力発電用機械損害共済事業

(1) 共済基金分担金その他収入	1,039,186,276円
(2) 災害共済金経費その他の支出	475,290,731円
(3) 次期繰越収支差額	563,895,545円
(4) 正味財産	3,776,385,545円

鳥取県告示第五百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第一條の規定により、次のとおり告示する。

告 示

平成七年八月二十一日

鳥取県知事 西尾昭 次

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三條の一第一項の規定に基づいて、財団法人道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成六年度の

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松岡内科 リニック	鳥取市賀露町一七〇三一七七 ○	平成七年八月一日
医療法人 かんべ皮膚科ク 内科医院	鳥取市永楽温泉町四五九	平成七年八月二十二日
水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五一一	平成七年八月一日
医療法人社団 横浜小児科 内科医院	鳥取市覚寺五六一一	平成七年八月一日
溝口中央病院	日野郡溝口町長山一五二一一	平成七年八月一日
潮歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七一四	平成七年八月一日
筏津産科婦人科医院	倉吉市堺町二丁目二三九	平成七年八月十五日
おおの小児科内科医院	米子市西福原三丁目一〇一三 四	平成七年八月十七日
本荘歯科医院	鳥取市吉海六七三一三	平成七年八月十八日
入江歯科医院	八頭郡八東町大字安井宿一一 ○二一一	平成七年八月二十日
鳥取医療生協 鹿野温泉病 院	氣高郡鹿野町大字今市二四二 鳥取市相生町二丁目五一一	平成七年八月二十一日
鳥取薬局		

鳥取県告示第五百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、
平成七年六月十九日付で、同法第四十四条ノ四第一項の規定に基づく指定訪問看護事
業者があるものとしてみなされたので、同法第四十四条ノ十二第一号の規定によ
り、次のとおり告示する。

業者の指定があるものとしてみなされたので、同法第四十四条ノ十二第一号の規定によ
り、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定訪問看護事業者の名称

医療法人 養和会

二 指定訪問看護事業者の主たる事務所の所在地

米子市上後藤三丁目五一一

三 訪問看護ステーションの名称

よなご西訪問看護ステーション

四 訪問看護ステーションの所在地

米子市上後藤三丁目五一一

鳥取県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県
営土地改良事業（県営基幹水利施設補修事業箕輪屋地区頭首工改修）に係る土地改良事
業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、岸本町役場、日吉津村役場及び淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により告示する。

平成七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十二月二十七日 鳥取県指令受米土維第八六七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上後藤七丁目一九〇一、二九〇一五、二九三一一及び二九三一三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五十一

株式会社 西米商事

代表取締役 渡部 一正

鳥取県告示第五百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所

米子市役所、岸本町役場、日吉津村役場及び淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・一号樋ノ上川線

三 事業施行期間

平成七年八月二十二日から平成十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 境港市中野町並びに中野町字中浜田、字中灘開及び字廣見灘地内

2 使用の部分 なし

平成7年8月22日 火曜日

鳥取県公報

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

平成七年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

一日時 平成七年八月二十一日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙について

公告

- ふるさと農道緊急整備事業第2岸溝地区(高瀬2号橋上部工)工事について、公募型
指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。
- 平成7年8月22日
- | |
|------------|
| 鳥取県知事 西尾邑次 |
|------------|

教育委員会告示

1 工事の概要

- (1) 工事名 ふるさと農道緊急整備事業第2岸溝地区(高瀬2号橋上部工)工事
- (2) 工事場所 日野郡溝口町添谷

(3) 工事内容

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年八月二十一日

ア 本工事は、1級河川大江川により形成されたV字型の深い谷を横断する橋梁の

上部工L=128m、W=8.20~8.558mを作製し、桁の架設から床版工及び橋面工

の施工を行う工事である。なお、谷の最深部における桁下高は40m程度である。

イ 本工事は、現在別途施工中のふるさと農道緊急整備事業第2岸溝地区(高瀬2
号橋下部工)工事(工期平成7年8月2日から平成8年8月31日)と工期が重複
しており、この下部工工事の完成を待つて桁の架設に着手となるため、
施工計画、工程管理等を十分に行う必要がある。

(4) 工事概要

- 橋梁上部工製作・架設 L=128m
設計荷重：B活荷重

- I 日時 平成七年八月二十四日(木)午後三時五分
II 場所 鳥取市東町一丁目二二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
III 議題

平成7年8月22日 火曜日

5

報公県取鳥

- 形式：3径間連続非合成箱桁（耐候性鋼析）
 橋長：L = 128m
 支間長：36.3m + 56.0m + 34.0m
 柱高：2.2m
 曲線：R = 123~∞m
 斜角：90度
 幅員：全体幅員 = 8.20~8.558m
 道路幅員 = 7.000~7.364m
 車道幅員 = 5.5~5.836m
 床版：鉄筋コンクリート床版 1式
 橋面工 1式
 付帶工 1式
- (5) 工期 平成7年9月から平成9年3月25日まで
- 2 技術資料の提出を求める対象者
 技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。
- (3) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち鋼構造物工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第3条第1項に規定する営業所が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、大阪府、兵庫県、香川県、徳島県、愛媛県又は高知県にあること。
- (5) 平成7年8月22日（火）から同年9月27日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成5年10月

1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。）における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。

- (7) 道路橋における鋼橋上部工事の桁製作から架設工事までの一連の工事（以下「同種工事」という。）として平成2年度以降に元請けとして完成させた施工実績（共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。）があること。
- (8) 当該工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者は監理技術者を専任で配置できること。

ア 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3 第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者。

イ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者。

ウ 昭和60年度以降に、元請けとして同種工事の現場経験を有する者であること。

- 3 技術資料の作成及び提出
 技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

- (1) 技術資料作成要領の交付
 ア 提出期間
 平成7年8月22日（火）から同年9月6日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提交場所
 烏取市東町一丁目220 烏取県農林水産部農政課総務係

- (2) 技術資料の提出
 ア 提出期間
 平成7年8月22日（火）から同年9月6日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

技術資料は、持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。